

健康・医療分野の要配慮個人情報の 取扱いに係る論点（案）

2022年11月
総務省情報流通行政局
地域通信振興課
デジタル経済推進室

- 令和元年10月に公表された「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.0」において、要配慮個人情報は対象外とされたが、利用者個人や社会のために情報銀行で活用するニーズが高いとの意見により、検討を継続。
- 健康・医療分野の情報は、利用者個人が情報自体の意味、その情報から推定され得るリスクや利用者個人以外への影響等を十分に理解していないことが多く、その特殊性から、情報銀行での取扱いは、利用者個人に明示的に開示・説明され、十分に理解している情報であることが必要。
- 令和2年度に、情報銀行で取り扱う情報として健康・医療分野の情報のレベル区分の整理や考え方等の検討を進め、健康・医療分野のうち要配慮個人情報に該当しない個人情報の取扱いが可能となるよう、令和3年8月に「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.1」を改定。
- 令和3年度の情報信託機能活用促進事業において、情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の活用につき、活用ニーズの高い地域にてユースケースを想定し机上検討を実施。要配慮個人情報に該当する情報の取扱いにつき、有識者の意見を参考に、対象情報や同意・審査要件等を整理。



**これまでの検討や、令和3年度事業の成果を踏まえ、
健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて、令和4年度に検討。**

目的・検討内容

- 現行の指針において要配慮個人情報を含む事業は認定の対象外であるところ、健康・医療分野の要配慮個人情報は利用者個人や社会のために活用するニーズが高いと考えられることから、情報信託機能における当該情報の取扱いについて検討を行う。
- 具体的には、健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いに係る対象情報、本人同意、審査要件等の整理、認定に当たっての必要なルール見直し案の検討等を実施する。

WG構成員

氏名	所属等
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
高口 鉄平	静岡大学大学院情報学領域 教授
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
石見 拓	一般社団法人 PHR普及推進協議会 代表理事
長島 公之	公益社団法人 日本医師会 常任理事
山本 隆一	一般財団法人 医療情報システム開発センター 理事長
オブザーバー： 経済産業省、厚生労働省、内閣府（健康医療戦略担当）、 個人情報保護委員会事務局、日本IT団体連盟	

検討スケジュール案



情報銀行で取扱う健康・医療分野の情報のレベル区分

◆「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.1」への改定（令和3年8月）に向けた議論の際に、情報銀行で取り扱う情報として健康・医療分野の情報のレベル区分を以下のとおり整理。

	情報区分	考え方、情報項目例
レベル0	利用者個人の同意を必要とせずに取得・提供可能な、個人情報に該当しない情報	<ul style="list-style-type: none"> ・統計データ ・匿名加工情報
レベル1	利用者個人の同意に基づいて取得・提供可能な、要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者個人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果等ではなく、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た個人情報[※] ※例えば、利用者個人の病歴や個人情報の保護に関する法律施行令第2条第1号から第3号までの事項を内容とする記述等は含まれない 【例】歩数、体重、体脂肪、体温、血圧、脈拍 等のバイタルデータ
レベル2	利用者個人の同意と医療専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等）の助言に基づいて情報銀行が取得し、データ倫理審査会において医療専門職の助言と承認に基づいて提供可能な、健康・医療分野の要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者個人に明示的に開示・説明されており、利用者個人が十分に理解している医療情報 【例】法定健診項目（既往歴含む）、アレルギー、お薬手帳、OTC医薬品 等
レベル3	レベル2において取り扱いを保留する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル2情報に含まれない情報 【例】レベル2情報に含まれない検査結果、腸内細菌、口腔内細菌、遺伝子情報 等

現行の指針に記載

今後議論する範囲

※「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 とりまとめ」（令和3年8月発表 総務省・経済産業省）より抜粋

検討すべき論点（案）

- ◆ 情報銀行で取り扱う情報は、利用者本人に明示的に開示・説明され十分に理解している情報である必要がある一方、健康・医療分野の個人情報は、情報自体の意味や、その情報から推定され得るリスク、本人以外への影響等について、利用者本人の十分な理解が得られないことも多く、慎重な取扱いが求められる。
- ◆ 情報銀行の機能や、健康・医療分野の情報の性質を踏まえ、情報銀行が健康・医療分野の要配慮個人情報を取り扱う目的や意義について、以下のとおり整理。

(1) 目的

- 本人の実効的な関与（コントロールビリティ）を確保し、本人が医療情報の価値とリスクを理解した上で自身の情報を信託することで、本人の状態に合わせた適正かつ安全なサービスを受けられる環境を促進すること。

(2) 取り扱うことの意義

- 情報銀行は一定の基準を満たした事業者のみが認定されるため、数あるサービス提供事業者の中から一定の基準を満たした事業者・サービスを選択することが可能であり、利用者本人の安心・安全に繋がる。
- ライフログや健診等情報の流通という面においては、PHRと一部機能が重複する点も踏まえ、情報銀行が介在することで以下のようなメリットがある。
 - ・マイナポータルを介さない情報の安全な流通や、マイナポータルを介して流通するデータとの統合が安全に可能
 - ・マイナポータルを介する情報であっても、複数のPHR情報の統合や、PHR情報と他の情報の統合を情報銀行が支援可能
 - ・民間PHR事業者が安全性について十分なノウハウを有していない場合においても、情報銀行側が一定の基準を満たしているため、安心・安全な流通を確保することが可能

上記の意義のもと、健康医療分野の要配慮個人情報について情報銀行が取り扱う際の留意すべき点について、検討を行う。

1 利用用途について

- ▶ 要配慮個人情報※は取扱いに特に配慮を要する個人情報であり、情報銀行での取扱いに当たっては、他のパーソナルデータと異なり、利用用途について一定の制限が必要か。

※個人情報の保護に関する法律第2条第3項 及び 個人情報の保護に関する法律施行令第2条（P.14）参照

昨年度の調査事業で示された課題

- 情報銀行においては必ずしも健康・医療サービスでの活用が限定されていないため、レベル2に該当の健診等情報を情報銀行で取り扱う場合、本人やその家族へのリスク等が否定できない。
- 公益性が高いと考えられる二次利用として、新しい医薬品や健康増進サービス等の開発等への活用に関しては、「公益」に関する範囲が曖昧である。
- 情報提供先への信頼度、情報の悪用、情報の活用によるお知らせ配信過多と「情報銀行」の社会浸透度が不足している背景があることから、住民における「情報銀行」に対する理解、認知度の向上が必要。

第23回検討会（10月3日）における構成員意見

- ◆ 情報銀行から医療機関への情報提供を行うことも考えられると思うが、どのように扱うのか。（美馬構成員）
- ◆ 行政が健康増進に使うことも二次利用と考えられるが、創薬等との違いはどのように整理されるのか。（美馬構成員）
- ◆ 経済的メリットは健康メリットとセットとのことだが、健康メリットが形式的になり、経済的メリットが強調されることのないよう、ルールが必要ではないか。（古谷構成員）
- ◆ 二次利用との関係では匿名加工、仮名加工であったり、次世代医療基盤法の検討会であったり、厚労省の検討会でも様々な新しい概念も含めて出ている。PHR指針の検討会でも、例えば同意を取ったほうがいいのかという議論もあった一方で、匿名加工、仮名加工をするときに同意を取ると、制度の趣旨がむしろ没却されるんじゃないかとか、非常に難しい議論がある。この辺りを整理した方がよい。（落合構成員）

検討すべき論点（案）

- ・提供をすべきでない利用用途の内容
- ・用途に応じた提供先に求める取扱い（医療機関、地方自治体）
- ・遵守を担保する仕組み 等

（参考）昨年度の調査事業で示された対応方針案

- 要配慮個人情報を取り扱う場合の利用用途は、以下のメリットが本人に還元されるものを基本とする。
 - ・健康に資する本人への直接的なメリットがあるもの
 - ・行政目的や居住地域全体の健康増進等により間接的に本人にメリットがあるもの
- 経済的メリット（ポイント等）の場合、単体ではなく、健康メリットとのセットとすることを推奨する。
- 間接的なメリットについては、ユースケース検証を参考に対象とする用途を例示し、モデル約款に反映するとともに、申請書の内容に基づいて対象用途に合致するかを審査する。
- 公益性が高いと考えられる2次利用（新しい医薬品・健康増進サービス等の開発等への活用）については、公益の範囲を明確にするなど、今後も継続的に検討する。

【例示する対象用途（案）】

- ・健康支援、子育て支援、介護予防等に関するサービス提供や情報提供
- ・アレルギー対応店舗に関する情報提供、メニュー提案
- ・災害時または防災・減災計画における活用

※例えば、健康に資するメリットは、特定健診の情報やスマートフォンアプリやウェアラブル端末等から自動的に記録される歩数や活動量等から健康増進に向けた情報等を提供するサービスが想定される。

※また、健康に資するとメリットと経済的なメリットのセットの例としては、歩数や距離に応じたポイントを付与するサービスや、毎日の食事や体重の記録、食習慣改善の成果に応じたポイントを付与するサービスがあげられる。

- 要配慮個人情報はその他の個人情報と比べ意図に反して流通した場合の問題がより深刻であることに鑑み、情報銀行が取扱可能な健康・医療分野に係る要配慮個人情報の範囲・具体的な情報項目は何か。

昨年度の調査事業で示された課題

- マイナポータルで提供している情報項目においても、第三者提供されることで本人や本人以外への影響を及ぼすリスクの可能性が高い情報が存在する。特に、乳幼児健診の中には遺伝子や感染症等の情報も含まれているが、その情報のリスクを理解せずに提供してしまったことで家族全体に影響してしまう可能性が高いことや、そのような事案が発生することで情報銀行の信頼が落ちてしまうことに繋がるのではないかな。

第23回検討会（10月3日）における構成員意見

- ◆ 要配慮プロファイリングから推知・生成された情報もセンシティブな性格を帯びるものとするが、どのように扱うのか。（山本構成員）
- ◆ レベル2とレベル3の違いはどのような基準で分かれるか。（山本構成員）
- ◆ 情報銀行が扱うことが可能な情報をマイナポータルと同じにすることで、認定メリットを潰してしまうのではないかな。情報銀行を介しても同じ情報しか扱えないのであれば、マイナポータルでいいとなってしまう。取り扱うことのできる情報について、広げること検討していただきたい。（太田構成員）

検討すべき論点 (案)

- ・取扱可能とする健康・医療分野の要配慮個人情報項目
- ・健康・医療分野の情報レベル区分の明確化
- ・要配慮プロファイリングの取扱い 等

(参考) 昨年度の調査事業で示された対応方針案

- ◆ 情報銀行が取り扱う情報は「本人に明示的に開示・説明されており、本人が十分に理解している情報であること」が前提条件となるが、マイナポータルから提供される情報に関しては、予め本人に開示・説明されている健診等情報であること、かつ、検討会において整理したレベル2に該当する健康・医療分野の情報に区分されることから、情報銀行で取り扱うことが可能な情報と考える。
※なお、マイナポータルで提供している情報項目においても、第三者提供されることで本人や本人以外への影響を及ぼすリスクの可能性が高い情報について、その情報のリスクを理解せずに提供してしまったことで家族全体に影響してしまう可能性が高いことや、そのような事案が発生することで情報銀行の信頼が落ちることに繋がる懸念があるため、情報銀行において以下のような条件を求めるといった議論があった。
 - ・マイナポータルで提供されている情報項目と全て同一での利用を前提とせず「原則」とすること
 - ・データ倫理審査会において医療専門職等の助言に基づいて提供項目等を審査すること
 - ・データ倫理審査会における利用目的等の審査基準を約款等に明記する
- ◆ 情報銀行においてレベル2に該当する健康・医療分野として取扱いを可能とする対象情報は、PHR指針と整合性を図り、マイナポータルで提供される健診等情報（法定健診項目(既往歴含む)、予防接種歴・レセプト情報）とする。
- ◆ 健康保険組合等から入手又は本人が自らアプリに入力する場合であっても、原則として、マイナポータルで提供する情報項目と同一とする。
- ◆ なお、マイナポータルで提供される情報項目を原則としつつ、具体的に提供する情報項目については、データ倫理審査会で審査の上で決定されるものとする。

3 医療専門職等の関与

- 情報銀行が健康・医療分野に係る要配慮個人情報を取り扱う際には、リスクを適切に判断するという観点等から、医療専門職等の関与が必要か。

昨年度の調査事業で示された課題

- ・ 情報銀行においては必ずしも健康・医療サービスでの活用が限定されていないため、レベル2に該当の健診等情報を情報銀行で取り扱う場合、本人やその家族へのリスクや情報銀行での課題の有無が否定できない。
- ・ 流通するリスクを本人が正しく理解できないことや、医療的に本人に適さないサービスが提案されてしまうリスク、また、情報によっては本人以外への影響も及ぼすリスクもある。

検討すべき論点（案）

- ・ 医療専門職が関与するタイミング
- ・ 医療専門職からの助言・意見の扱い
- ・ 医療専門職の責任の有無
- ・ データ倫理審査会における、医療専門職構成員役割、審議内容等
- ・ 医療専門職の範囲（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等） 等

（参考）昨年度の調査事業で示された対応方針案

- ◆ 要配慮個人情報の取り扱う場合において、情報銀行の認定時や認定事業者が新たに取り扱いを開始する際に、医療専門職等（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等）の意見を求める。
- ◆ 本人が要配慮個人情報を提供する際、かかりつけ医への相談を促すなど、医療専門職等の助言に基づく同意を推奨する。
- ◆ 第三者提供時も、データ倫理審査会において、医療専門職等の助言に基づいてサービスモデルとそのリスクに応じた提供データの項目を諮問することを条件とし、データ倫理審査会における利用目的等の審査基準を約款等に明記するとともに、データ倫理審査会の活動状況について情報銀行を認定する認定団体がデータ倫理審査会の運用ルールと、ルールに基づいた運用実施状態を確認することとする。

4 遵守すべき安全管理措置

- 情報銀行が健康・医療分野に係る要配慮個人情報を取り扱うに当たって、新たに講ずべき安全管理措置はあるか。

第23回検討会（10月3日）における構成員意見

- ◆ 次世代医療基盤法との関係について、同法による制度がなし崩し的にならないように、関係省庁とも協議しながら整理すべき。（真野構成員）
- ◆ P H R 指針や3省2ガイドラインとの関係は整合性や連続性を取って整理することが重要。（落合構成員）

検討すべき論点（案）

- ・講ずべき安全管理措置の内容
- ・次世代医療基盤法、他の指針・ガイドラインとの関係性 等

（参考）昨年度の調査事業で示された対応方針案

- ◆ 事業者が講ずるべきセキュリティ対策や安全管理措置は、要配慮個人情報を取り扱うことから、「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」を遵守とする。
- ◆ 提供元及び提供先に関しても契約書において安全管理措置の確認を義務付ける。

（参考）医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン（令和4年8月改定） ※抜粋

3 医療情報の安全管理に関する義務・責任

3.1. 法律関係 3.1.1.安全管理義務

(2)安全管理措置を講じる義務

個人情報保護法では、医療機関等と対象事業者は、それぞれその取り扱う個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる義務を負う（個人情報保護法23条）。そして、医療機関等が対象事業者に対して個人データの取扱いを委託している場合、委託元は、委託先においてその取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先を監督する義務（以下、「監督義務」という。）を負うと規定されている（個人情報保護法25条）。

- 論点1～4の他、検討会にて意見があった点など、取り上げるべき論点はあるか。

第23回検討会（10月3日）における構成員意見

<地方自治体との連携>

- ◆ 自治体との連携の関係というのは非常に重要なテーマ。自治体との取組について話を聞いている中では、例えばEHRであったり、健診情報に限らない検査情報であったり、様々な話が出る。自治体との連携に関する調査も行うとのことなので、必要に応じて連携することが重要。（落合構成員）
- ◆ 既に医療版情報銀行のような形で、内閣府で進めているデジタル田園健康特区もあるので、先行事例へのヒアリングを含めて、進めていくべき。（伊藤構成員）
- ◆ 自治体がその要配慮個人情報そのまま活用することは難しいと思う。自治体が情報発信等は行うが、実際の健康支援サービスは事業者に委託するということが多い。その場合、要配慮個人情報を委託先の民間事業者へ委託として渡すとなるので、その取扱いまでも含めてどのように市民に対して説明していくかを議論していただきたい。（伊藤構成員）

<「知りたくない」権利>

- ◆ 例えば、病気のかかりやすさについては知りたいが、自分がかかっている疾患については知りたくないといった、「知りたくない権利」について、どのように扱うのか。（山本構成員）

參考資料

● 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一・二 （略）

2 （略）

3 この法律において「**要配慮個人情報**」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4～10 （略）

● 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

（要配慮個人情報）

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四・五 （略）

●「情報信託機能の認定に係る指針」Ver2.2（令和4年6月改定） 抜粋

II 適用範囲

1 本指針の基本的な運用について

(3) 本指針の対象とする事業における個人情報の範囲

- ・本指針では、情報銀行が利用者個人から委任を受けて管理及び第三者提供を行う個人情報として、要配慮個人情報を含む事業は、認定の対象としない。

3 本指針の対象とするサービス

(2) 事業で扱うデータの種類

(略)

- ・本指針が認定の対象とする事業において取扱可能である個人情報には、要配慮個人情報に含まない。なお、健康・医療分野の個人情報のうち、次に記載する情報は、要配慮個人情報に該当しないことから取扱可能である。
- ・利用者個人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果等ではなく、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た個人情報であつて、例えば以下のもの（本人の病歴や個人情報の保護に関する法律施行令第2条第1号から第3号までの事項を内容とする記述等は含まない）。

●「情報信託機能の認定に係る指針」Ver2.2（令和4年6月改定） 抜粋

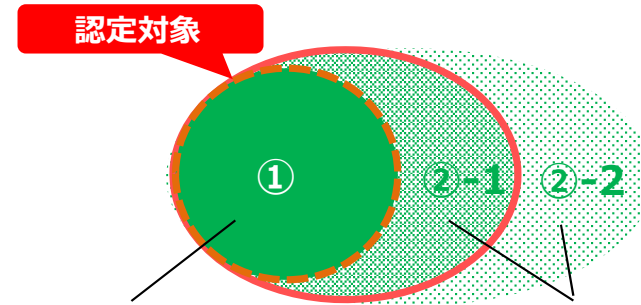
II 適用範囲

3 本指針の対象とするサービス

(1) 個人情報の提供に関する同意の方法

・認定の対象は、

- ① 事業者が個人情報の第三者提供を利用者個人が同意した一定の範囲において利用者個人の指示等に基づき行い、その際利用者個人に代わり第三者提供の妥当性を判断するサービスと、
- ② 利用者個人が個別に第三者提供の可否を判断するサービスのうち、情報銀行が比較的大きな役割を果たすものとする。

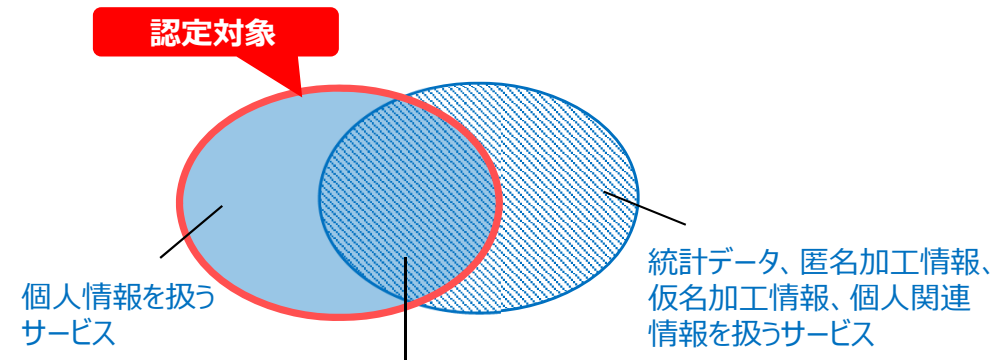


① 事業者が利用者個人の指示等に基づき、利用者個人に代わり第三者提供の妥当性を判断するサービス

② 利用者個人が個別に第三者提供の可否を判断するサービス

(2) 事業で扱うデータの種類

- ・本指針は、個人情報を扱う事業を対象に、安心・安全で信頼して利用出来る情報銀行という観点から認定要件を定めており、個人情報を全く扱わない事業は対象としない。
- ・本指針が認定の対象とする事業において取扱可能である個人情報には、要配慮個人情報は含まない。（略）



個人情報と、統計データ、匿名加工情報、仮名加工情報又は個人関連情報の両方を扱うサービス

1. 健康・医療分野の情報の取扱い

- 指針ver2.0では、要配慮個人情報とは認定対象外であり、今後の取扱いは継続検討とされた。
- 一方、要配慮個人情報のうち、健康・医療分野の情報については、安全に配慮した上で、本人や社会のために情報銀行において活用するニーズは高いとの意見が多く出ている。
- 健康・医療分野の情報は、本人が情報自体の意味や、その情報から推定され得るリスク、本人以外への影響等を十分に理解していないことが多く、その特殊性から、情報銀行で取扱う情報については、本人に明示的に開示・説明されており、本人が十分に理解している情報であることが必要である。
- この観点から、情報銀行で取扱う情報の検討にあたり、健康・医療分野の情報のレベル区分を行い、その考え方を整理した。

■ 情報銀行で取扱う健康・医療分野の情報のレベル区分（レベルが上がるほど慎重な取扱いが必要）

	情報区分	考え方、情報項目例
レベル0	本人の同意を必要とせず取得・提供可能な、個人情報に該当しない情報	<ul style="list-style-type: none"> 統計データ 匿名加工情報
レベル1	本人の同意に基づいて取得・提供可能な、要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報	<ul style="list-style-type: none"> 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果ではなく、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た個人情報 ※ ※例えば、本人の病歴や個人情報の保護に関する法律施行令第2条第1号から第3号までの事項を内容とする記述等は含まれない 【例】歩数、体重、体脂肪、体温、血圧、脈拍 等のバイタルデータ
レベル2	本人同意と医療専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等）の助言に基づいて情報銀行が取得し、データ倫理審査会において医療専門職の助言と承認に基づいて提供可能な、健康・医療分野の要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> 本人に明示的に開示・説明されており、本人が十分に理解している医療情報 【例】法定健診項目（既往歴含む）、アレルギー、お薬手帳、OTC医薬品 等
レベル3	レベル2において取り扱いを保留する情報	<ul style="list-style-type: none"> レベル2情報に含まれない情報 【例】レベル2情報に含まれない検査結果、腸内細菌、口腔内細菌、遺伝子情報 等

1. 健康・医療分野の情報の取扱い

- 認定指針においては、レベル区分に基づき、第1段階として、指針ver2.0で取扱い可能な統計データ・匿名加工情報（レベル0情報）及び要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報（レベル1情報）の取扱いについて追記を行う。
- 今後は、PHRの検討状況と整合を図りながら、第2段階として、要配慮個人情報に該当する情報（レベル2情報）の取扱いについて、対象情報や同意・審査要件等を継続的に検討し、認定指針の改定を行うことが望ましい。

【参考】レベル1情報（健康・医療分野の個人情報のうち、要配慮個人情報に該当しないもの※）の内容

※本人の病歴や個人情報の保護に関する法律施行令第2条第1号から第3号までの事項を内容とする記述等は含まれない。

・本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果ではなく、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た個人情報であって、例えば以下のもの。

	項目
1	歩行測定(歩数・歩幅・ピッチ・接地角度・離地角度・外回し距離)
2	体重
3	体脂肪
4	体温
5	血圧
6	脈拍
7	心拍数
8	消費カロリー
9	摂取カロリー
10	睡眠時間
11	月経日

	項目
12	内臓脂肪レベル
13	水分量
14	筋肉量
15	骨量
16	タンパク質
17	基礎代謝
18	皮下脂肪
19	呼吸数
20	酸素飽和度(取り込まれた酸素のレベル)
21	ストレスチェック
22	肌の状態
23	視力

「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」 (総務省、厚生労働省、経済産業省) ※抜粋

(2021年4月公表、2022年4月更新)

1. 本指針の基本的事項

1. 1. 本指針の対象とする情報の定義

本指針が対象として想定するPHRサービスにおいて活用される情報としては、個人が自らの健康管理に利用可能な「個人情報保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)上の要配慮個人情報で次に掲げるもの、及び予防接種歴(以下「健診等情報」という。)とする。

- ・個人がマイナポータルAPI等を活用して入手可能な健康診断等の情報
- ・医療機関等から個人に提供され、個人が自ら入力する情報
- ・個人が自ら測定又は記録を行うものであって、医療機関等に提供する情報

※健診等情報の具体例として、乳幼児健診、特定健診、薬剤情報等が挙げられる。

※「個人がマイナポータルAPI等を活用して入手可能な健康診断等の情報」は、健康保険組合等から入手する場合又は個人が自らアプリ等に入力する場合も含む。

①自己情報取得APIで取得可能な情報 (例)

- ◆健康医療分野 (予防接種歴や各種制度の給付情報等)
- ◆子育て分野 (妊産婦・乳児・幼児の健康診断情報)
- ◆健康医療分野 (健診情報 (がん健診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患健診))

②医療保険情報取得APIで取得が可能な医療保険情報

- ◆薬剤情報 (調剤日、薬剤名 等)
- ◆特定健診情報 (基本項目 (既往歴、血液検査、心電図、眼底検査 等) 、
医師の判断、質問票 等)
- ◆医療費通知情報 (診療年月、窓口負担相当額 等)

<健診等情報の中で提供が開始された、妊産婦・乳児・幼児の健康診断情報>

項目
出生時の情報
把握日
妊娠高血圧症候群
尿蛋白
尿糖
高血圧／浮腫
貧血
糖尿病
多胎妊娠
帝王切開術
骨盤位
在胎週数
出生時の特記事項
新生児期の特記事項
出生時体重 (g)
出生時身長 (cm)
出生時頭囲 (cm)
出生時胸囲 (cm)
栄養方法 (新生児期)
先天性代謝異常等検査
新生児聴覚検査方法 (初回検査)
新生児聴覚検査結果 (初回検査)
新生児聴覚検査方法 (再検査結果)
新生児聴覚検査結果 (再検査結果)
新生児聴覚検査結果 (精密検査)

項目
乳幼児健診 (3歳児健診情報)
身体健診情報
身長 (cm)
体重 (kg)
頭囲 (cm)
蛋白
糖
潜血
診察所見-身体的発育状況
診察所見-精神発達
診察所見-熱性けいれん
診察所見-運動機能
診察所見-神経系-感覚器系
診察所見-血液系
診察所見-皮膚
診察所見-循環器系
診察所見-呼吸器系
診察所見-消化器系
診察所見-泌尿生殖器系
診察所見-先天性の身体的特徴
診察所見-判定
眼科所見-両眼
眼科所見-右眼
眼科所見-左眼
眼科所見-眼位異常
眼科所見-判定
眼科所見-要経過観察 (か月後)
耳鼻咽喉科所見-聴力右
耳鼻咽喉科所見-聴力左
耳鼻咽喉科所見-判定
耳鼻咽喉科所見-要経過観察 (か月後)
育児環境等-栄養
発達情報-二語文
歯科健診情報
むし歯の状態
未処置のむし歯
処置済のむし歯
歯肉・粘膜
かみ合わせ

項目
妊婦健診情報
妊婦健診
妊婦週数
妊娠前の体重
健診時体重
身長 (初回)
妊娠高血圧症候群
妊娠糖尿病
血液型等の検査 (A B O血液型)
血液型等の検査 (Rh血液型)
血液型等の検査 (不規則抗体)
B型肝炎抗原検査
C型肝炎抗体検査
風疹抗体
血算検査 (ヘモグロビン (g/dl))
血算検査 (ヘマトクリット (%))
血算検査 (血小板 (万/μl))
HTLV-1抗体検査
子宮頸がん検診
妊婦歯科情報
要治療のむし歯有無
(ありの場合) 要治療のむし歯本数
歯石
歯肉の炎症
出産の状況に係る情報
把握日
妊娠期間
娩出日時
分娩経過
分娩方法
分娩所要時間
出血量 (区分)
出血量 (ml)
輸血 (血液製剤を含む)の有無
出産時の児の状態 (性別)
出産時の児の状態 (出生児数)
出産時の児の状態 (体重)
出産時の児の状態 (身長)

※マイナポータルのHPにおいて、自己情報取得APIで取得が可能な項目を公表

マイナポータル自己情報取得APIで取得可能な項目（例）

<提供予定の法定健診の情報項目の例>

項目	
肺がん健診	
問診	受診歴
	症状の有無
	喫煙指数
胸部エックス線検査	胸部エックス線検査判定
	胸部エックス線検査検査所見
喀痰検査	喀痰検査受診日
	喀痰検査判定
	喀痰検査所見
精密検査対象有無	精密検査対象有無
	その他所見
乳がん健診	
問診	受診歴
	乳がんに係る症状の有無
マンモグラフィー検査情報	マンモグラフィー検査判定
	マンモグラフィー検査所見
乳がん検診結果	精密検査対象有無
	その他所見
胃がん健診	
問診	受診歴
	胃がんに係る症状の有無
胃部エックス線検査	胃部エックス線検査検査判定
	胃部エックス線検査検査所見
胃内視鏡検査	胃内視鏡検査検査判定
	胃内視鏡検査検査所見
胃がん検診結果	精密検査の対象有無
	その他所見

項目	
肝炎ウイルス検診	
問診	肝臓病歴、肝機能が悪いと言われた経験の有無
	肝臓病歴、肝機能が悪いと言われた時期
	広範な外科的処置歴の有無
	広範な外科的処置時期
	妊娠・分娩時の多量出血の有無
	妊娠・分娩時の多量出血の時期
	定期的な肝機能検査受診の有無
	B型肝炎ウイルス検査の受診歴の有無
	B型肝炎ウイルス検査の受診時期
	B型肝炎治療歴の有無
	B型肝炎治療時期
	C型肝炎ウイルス検査の受診歴の有無
	C型肝炎ウイルス検査の受診時期
	C型肝炎治療歴の有無
	C型肝炎治療時期
B型肝炎ウイルス検査情報	B型肝炎ウイルス検査判定
C型肝炎ウイルス検査情報	C型肝炎ウイルス検査判定
骨粗鬆症検診	
問診	過去の検査判定
	過去の精密検査の対象有無
	現在の体重
	現在の身長
	骨折の既往歴
	過去の骨折の部位
	大腿骨近位部骨折の家族歴
	喫煙習慣
	飲酒量
	ステロイド内服
	関節リウマチ罹患
	その他の既往歴
	活動量（運動頻度）
	月経の有無
	閉経の理由
	閉経年齢
	その他問診事項
エックス線検査	エックス線検査骨量値
	エックス線検査検査測定部位
	エックス線検査検査判定
	エックス線検査検査所見
超音波検査	超音波検査骨量値
	超音波検査測定部位
	超音波検査判定
	超音波検査所見
骨粗鬆症検診の判定	骨粗鬆症検診の判定

項目	
歯周疾患検診	
問診	1日での歯をみがく頻度
	歯間ブラシやフロスの使用頻度
	過去1年間の歯科検診の受診の有無
	喫煙歴
	喫煙を開始した年齢
	喫煙を止めた年齢
	1日の平均喫煙本数
	糖尿病罹患の有無
	関節リウマチ罹患の有無
	狭心症・心筋梗塞・脳梗塞罹患の有無
	内臓脂肪型肥満の有無
	妊娠の有無
	その他全身の状態
歯周疾患検査	健全歯数
	未処置歯数
	処置歯数
	喪失歯数
	要補綴歯数
	欠損補綴歯数
	現在歯数
	歯肉出血BOP（17または16）
	歯肉出血BOP（11）
	歯肉出血BOP（26または27）
	歯肉出血BOP（47または46）
	歯肉出血BOP（31）
	歯肉出血BOP（36または37）
	歯肉出血BOP（最大値）
	歯周ポケットPD（17または16）
	歯周ポケットPD（11）
	歯周ポケットPD（26または27）
	歯周ポケットPD（47または46）
	歯周ポケットPD（31）
	歯周ポケットPD（36または37）
	歯周ポケットPD（最大値）
	歯石の付着
	口腔清掃状態
	歯列咬合所見
	顎関節所見
	粘膜所見
	その他所見
歯周疾患検診の結果	歯周疾患検診の判定区分

※マイナポータルのHPにおいて、自己情報取得APIで取得が可能な項目を公表

＜健診等情報の中で提供が開始された、特定健診項目＞

項目
特定健診項目
身長
体重
BMI
内臓脂肪面積
腹囲（実測）
腹囲（自己判定）
腹囲（自己申告）
既往歴
具体的な既往歴
自覚症状
自覚症状所見
他覚症状
他覚症状所見
収縮期血圧（その他）
収縮期血圧（2回目）
収縮期血圧（1回目）
拡張期血圧（その他）
拡張期血圧（2回目）
拡張期血圧（1回目）
採血時間（食後）
中性脂肪（可視吸光度法）
中性脂肪（紫外線吸光度法）
中性脂肪（その他）
HDLコレステロール（可視吸光度法）
HDLコレステロール（紫外線吸光度法）
HDLコレステロール（その他）
LDLコレステロール（可視吸光度法）
LDLコレステロール（紫外線吸光度法）
LDLコレステロール（計算法）
LDLコレステロール（その他）
non-HDLコレステロール
GOT（AST）紫外線吸光度法
GOT（AST）その他
GPT（ALT）紫外線吸光度法
GPT（ALT）その他
γ-GT（γ-GTP）可視吸光度法
γ-GT（γ-GTP）その他

項目
血清クレアチニン（可視吸光度法）
血清クレアチニン（その他）
血清クレアチニン（対象者）
血清クレアチニン（実施理由）
eGFR
空腹時血糖（電位差法）
空腹時血糖（可視吸光度法）
空腹時血糖（紫外線吸光度法）
空腹時血糖（その他）
随時血糖（電位差法）
随時血糖（可視吸光度法）
随時血糖（紫外線吸光度法）
随時血糖（その他）
HbA1c（免疫学的方法）
HbA1c（HPLC）
HbA1c（酵素法）
HbA1c（その他）
尿糖（機械読み取り）
尿糖（目視法）
尿蛋白（機械読み取り）
尿蛋白（目視法）
ヘマトクリット値
色素量（ヘモグロビン値）
赤血球数
貧血検査実施理由
所見の有無
所見
対象者
実施理由
眼底検査（キースワグナー分類）
眼底検査（シェイェ分類：H）
眼底検査（シェイェ分類：S）
眼底検査（SCOTT分類）
眼底検査（Wong-Mitchell分類）
眼底検査（改変Davis分類）
眼底検査（その他の所見）
眼底検査（対象者）
眼底検査実施理由
メタボリックシンドローム判定
保健指導レベル
医師の診断（判定）

項目
服薬 1（血圧）
服薬 1（血圧）（薬剤名）
服薬 1（血圧）（実施理由）
服薬確認者（血圧）
服薬 2（血糖）
服薬 2（血糖）（薬剤名）
服薬 2（血糖）（実施理由）
服薬確認者（血糖）
服薬 3（脂質）
服薬 3（脂質）（薬剤名）
服薬 3（脂質）（実施理由）
服薬確認者（脂質）
既往歴 1（脳血管）
既往歴 2（心血管）
既往歴 3（腎不全・人工透析）
貧血
喫煙
20歳からの体重変化
30分以上の運動習慣
歩行又は身体活動
歩行速度
咀嚼
食べ方 1（早食い等）
食べ方 2（就寝前）
食べ方 3（間食）
食習慣
飲酒
飲酒量
睡眠
生活習慣の改善
保健指導の希望
情報提供の方法
初回面談実施

※マイナポータルのHPIにおいて、医療保険情報取得APIで取得が可能な項目を公表